

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	十億	百万	千	円
							12,503,081
① (前年からの繰越額)	0	2	0				0
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)	0	3	0				12,503,081
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	0	4	0				6,404,909
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0				6,098,172

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費							
金 額 A	0	6	0	十億	百万	千	円
員 数	0	7	0				人

(2) 寄 附								
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番			金 額				備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	8	0	十億	百万	千	円	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	9	0				0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	1	0	0				1,540,000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	1	1	0				1,000,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0				4,050,000	080~110の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	1	3	0				0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1	5	0				4,050,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。
 ※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入										
交付金を供与した本部又は支部の名称			金 額				年月日	主たる事務所の所在地		備 考
			十億	百万	千	円				
		立憲民主党党本部 財務局		3	000	000	2.11.6	東京都千代田区永田町2-12-4	ふじビル3F	
8	0	0				3,000,000				
9	0	0				3,000,000				

(その6)

(6) その他の収入							
	摘要	金額				収入 年月日	備考
		十億	百万	千	円		
	9/11解散旧国民民主党千葉県第10区総支部からの振り替え金		4	375	081	2.12.25	旧国民民主党千葉県第10区総支部での支出に伴う残金
	9/11解散旧国民民主党千葉県第11区総支部からの振り替え 印刷機		1	078	000	2.9.23	1台分
800	この頁の小計		5	453	081		
810	1件10万円未満のもの						→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。
900	合計 G		5	453	081		

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
 ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円			
		保津 豊徳			10,000	2.9.29	千葉県香取市北2-14-10	医師	
					10,000	2.10.28			
					10,000	2.11.30			
					10,000	2.12.28			
800		この頁の小計			40,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
		椎名 修					千葉県成田市土屋839		
				5,000		2.9.29			
				5,000		2.10.28			
				5,000		2.11.30			
				5,000		2.12.28			
800		この頁の小計		20,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分	個人			
		寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円				
		五十嵐 玲彦			10,000		2.9.29	千葉県佐倉市上座469-12	税理士	
					10,000		2.10.28			
					10,000		2.11.30			
					10,000		2.12.28			
800		この頁の小計			40,000					
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
		石毛 雅志					千葉県旭市新町122		農業	
				5,000		2.9.29				
				5,000		2.10.28				
				5,000		2.11.30				
				5,000		2.12.28				
800		この頁の小計			20,000	/				
810		その他の寄附				→	※ 下記注意(1)参照。			
900		合計				→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
		島崎 哲弥					千葉県香取市北3-4-16		医師	
				5,000		2.9.29				
				5,000		2.10.28				
				5,000		2.11.30				
				5,000		2.12.28				
800		この頁の小計		20,000						
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分	個人		
		寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円			
		浅野 尚					千葉県香取市佐原イ1680-4	医師	
					5,000	2.9.29			
					5,000	2.10.28			
					5,000	2.11.30			
					5,000	2.12.28			
800		この頁の小計			20,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分	個人			
		寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円				
		石井 幸夫						千葉県香取郡多古町島2371	自営業	
					5,000		2.9.29			
					5,000		2.10.28			
					5,000		2.11.30			
					5,000		2.12.28			
800		この頁の小計			20,000					
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分	個人			
		寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円				
		篠塚 雅子			10,000		2.9.29	千葉県香取市牧野2019	自営業	
					10,000		2.10.28			
					10,000		2.11.30			
					10,000		2.12.28			
800		この頁の小計			40,000					
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
		川本 正男					東京都新宿区北新宿1-14-6		アパート経営	
				5,000		2.10.1				
				5,000		2.10.30				
				5,000		2.12.2				
				5,000		2.12.30				
800		この頁の小計				20,000				
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)						寄附者の区分	個人			
		寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円				
		別宮 嘉代子						千葉県香取市小見川257	自営業	
					10,000		2.10.1			
					10,000		2.10.30			
					10,000		2.12.2			
					10,000		2.12.30			
800		この頁の小計			40,000					
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に○特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				10,000		2.12.16	千葉県成田市上町677	自営業	
800				10,000					✓
810				0					→ ※ 下記注意(1)参照。
900									→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				100	000	2.12.12	千葉県成田市花崎町920-606	会社役員	
800				100	000				
810					0				→ ※ 下記注意(1)参照。
900									→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人			
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考		
			十億	百万	千	円				
		白鳥 富士男			120	000	2.12.16	千葉県香取市佐原イ1722	会社役員	
8	0	0	この頁の小計			120	000			
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
 (2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				1,000	000	2.10.2	千葉県旭市岩井120	自営業	
800		この頁の小計		1,000	000				
810		その他の寄附			0				→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計		1,510	000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	東邦建設株						千葉県成田市吉倉150-18	宮村 良典	
				10,000		2.9.30			
				10,000		2.10.23			
				10,000		2.11.25			
				10,000		2.12.25			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円			
	(株)東京自働機械製作所					東京都千代田区岩本町3-107	山本 治男	
				50,000	2.9.30			
				50,000	2.10.23			
				50,000	2.11.25			
				50,000	2.12.25			
800	この頁の小計			200,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円			
	車体用品工業(株)			10,000	2.9.30	千葉県香取市八日市場1005	山田 要	
				10,000	2.10.30			
				10,000	2.11.30			
				10,000	2.12.30			
800	この頁の小計			40,000				
810	その他の寄附							
900	合計							

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円			
	鎌形建設株			20,000	2.9.29	千葉県香取郡多古町多古566	鎌形 憲一	
				20,000	2.10.28			
				20,000	2.11.30			
				20,000	2.12.28			
800	この頁の小計			80,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	(株)カクタ					千葉県香取郡多古町十余三348-2	野田 富士男	
				10,000	2.9.29			
				10,000	2.10.28			
				10,000	2.11.30			
				10,000	2.12.28			
800	この頁の小計			40,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体			
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	浅野電設(株)						茨城県稲敷市上之島1006	浅野 晃司	
				10,000	2.9.29				
				10,000	2.10.28				
				10,000	2.11.30				
				10,000	2.12.28				
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体			
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	栗林商事(株)						千葉県香取市西和田733	栗林 利男	
				10,000	2.9.29				
				10,000	2.10.28				
				10,000	2.11.30				
				10,000	2.12.28				
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円			
	(有)今泉薬局					千葉県香取市佐原イ2594	今泉 善一	
				5,000	2.9.29			
				5,000	2.10.28			
				5,000	2.11.30			
				5,000	2.12.28			
800	この頁の小計			20,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	太伸興業(株)			10,000		2.9.29	千葉県香取市境島900	大友 國男	
				10,000		2.10.28			
				10,000		2.11.30			
				10,000		2.12.28			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体			
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	黒田建設(有)						千葉県香取市返田736	黒田 惣二	
				10,000		2.9.29			
				10,000		2.10.28			
				10,000		2.11.30			
				10,000		2.12.28			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	(株)アタリヤ農園					千葉県香取市阿玉川1103	増田 俊哉	
				10,000	2.9.29			
				10,000	2.10.28			
				10,000	2.11.30			
				10,000	2.12.28			
800	この頁の小計			40,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	(株)ナリコー			10,000		2.9.29	千葉県成田市三里塚光ヶ丘1-1331	加瀬 佳正	
				10,000		2.10.28			
				10,000		2.11.30			
				10,000		2.12.28			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)						寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		十億	百万	千	円				
	共生建設(株)						千葉県成田市美郷台1-5-11	根本 実	
				10,000		2.9.29			
				10,000		2.10.28			
				10,000		2.11.30			
				10,000		2.12.28			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体		
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	ワールドエンタプライズ(株)						千葉県成田市東町121-11	諸岡 勲	
				10,000		2.9.29			
				10,000		2.10.28			
				10,000		2.11.30			
				10,000		2.12.28			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体			
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	佐原印刷(株)						千葉県香取市観音93-2	香取 克己	
				10,000		2.9.29			
				10,000		2.10.28			
				10,000		2.11.30			
				10,000		2.12.28			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体		
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	山科鋼材(株)						茨城県稲敷市神宮寺490-1	山崎 二郎	
				50,000		2.9.29			
				50,000		2.10.28			
				50,000		2.11.30			
				50,000		2.12.28			
800	この頁の小計			200,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分	法人その他の団体		
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	北総通信建設株			10,000		2.9.29	千葉県香取市本矢作757-1	大竹 信夫	
				10,000		2.10.28			
				10,000		2.11.30			
				10,000		2.12.28			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円			
	鈴久建設株					千葉県匝瑳市八日市場イ432-1	鈴木 英人	
				10,000	2.9.29			
				10,000	2.10.28			
				10,000	2.11.30			
				10,000	2.12.28			
800	この頁の小計			40,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	(株)徳島屋						千葉県香取市佐原イ508	岡澤 一明	
				10,000		2.9.29			
				10,000		2.10.28			
				10,000		2.11.30			
				10,000		2.12.28			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	有限会社丸喜商事			5,000		2.9.29	千葉県成田市花崎町800-6	木内 健二	
				5,000		2.10.28			
				5,000		2.11.30			
				5,000		2.12.28			
800	この頁の小計			20,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	有限会社 クサノ					千葉県香取市佐原ホ1159	草野 稔	
				5,000	2.9.29			
				5,000	2.10.28			
				5,000	2.11.30			
				5,000	2.12.28			
800	この頁の小計			20,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円			
	医療法人 志誠会			30,000	2.9.29	千葉県香取市大倉字入り1196-1	平原 利彦	
				30,000	2.10.28			
				30,000	2.11.30			
				30,000	2.12.28			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄は(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千				
	有限会社 山仙丸漁業					千葉県旭市中谷里8123	西宮 大和	
				10,000	2.9.29			
				10,000	2.10.28			
				10,000	2.11.30			
				10,000	2.12.28			
800	この頁の小計			40,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体			
		団体の名称		金額		年月日		主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
				十億	百万	千	円				
		鈴木電設株式会社						千葉県旭市口244		時盛 克良	
						10,000		2.9.29			
						10,000		2.10.28			
						10,000		2.11.30			
						10,000		2.12.28			
800		この頁の小計				40,000					
810		その他の寄附									
900		合計									

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
団体の名称		金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円			
	東和総合警備保障株式会社			10,000	2.9.29	千葉県香取市佐原口2122-8	香取 信治	
				10,000	2.10.28			
				10,000	2.11.30			
				10,000	2.12.28			
800	この頁の小計			40,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
							東京都豊島区西池袋3-33-19	越川 淳	
				10	000	2.10.1			
				10	000	2.10.30			
				10	000	2.12.2			
				10	000	2.12.30			
800		この頁の小計			40,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)						寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	(株)セイミヤ						茨城県潮来市潮来617	加瀬 勝正	
				10,000		2.10.1			
				10,000		2.10.30			
				10,000		2.12.2			
				10,000		2.12.30			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に $\text{\textcircled{外}}$ と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)					寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		十 億	百 万	千 円				
	関東機工建設(株)					千葉県成田市大清水214-15	小松 茂生	
				10,000	2.10.1			
				10,000	2.10.30			
				10,000	2.12.2			
				10,000	2.12.30			
800	この頁の小計			40,000				
810	その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体			
	団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円				
	エイパス(株)						東京都中央区日本橋浜町2-25-2チャンピオンタワー6階	林田 哲弥	
				10,000		2.10.1			
				10,000		2.10.30			
				10,000		2.12.2			
				10,000		2.12.30			
800	この頁の小計			40,000					
810	その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			1,540,000					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に(外)と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分		政治団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
	北総政経研究会		1,000	000	000	千葉県香取市佐原口2164-2	谷田川 元
800	この頁の小計		1,000	000	000		
810	その他の寄附				0		→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計		1,000	000	000		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)政治団体以外の団体からの寄附は、表(その7-2)へ記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表								
項 目				金 額				備 考
				十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費							
	(1)	人 件 費	0 1 0			1,155,940		✓
	(2)	光 熱 水 費	0 2 0			38,183		✓
	(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費	0 3 0			361,506		✓
	(4)	事 務 所 費	0 4 0			356,794		✓
	小 計 ((1)~(4))		8 0 0			1,912,423		✓
2	政 治 活 動 費							
	(1)	組 織 活 動 費	0 5 0			306,230		✓
	(2)	選 挙 関 係 費	0 6 0					
	(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 ※	0 7 0			1,108,256		←
(内 訳)	ア	機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0 8 0			579,910		✓
	イ	宣 伝 事 業 費	0 9 0			528,346		✓
	ウ	政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	1 0 0					
	エ	そ の 他 の 事 業 費	1 1 0					
	(4)	調 査 研 究 費	1 2 0					
	(5)	寄 附 ・ 交 付 金	1 3 0			2,000,000		✓
	(6)	そ の 他 の 経 費	1 4 0			1,078,000		✓
	小 計 ((1)~(6))		8 0 1			4,492,486		うち本部・支部間の交付金合計 円
	合 計			9 0 0		6,404,909		←(800)行と(801)行の合計を記載すること

※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要		
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	必要 ※資金管理団体は必要	必要	政治資金パーティーを 開催した場合に必要

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-1)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
電気料金			11,819		2.11.13	東京電力エナジーパートナー(株)	東京都中央区銀座8-13-1銀座三井ビルディング	
〃			12,568		2.12.14	〃	〃	
この頁の小計			24,387					
その他の支出			13,796					
合計			38,183					

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
 - (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
 - (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 - (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体の用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
加湿器・プリンター代			82,000	2.10.21	(株)ケースホールディングス	茨城県水戸市桜川1-1-1	
温度計			10,408	2.10.23	"	"	
電池代			14,235	2.10.26	"	"	
事務用品費			43,793	2.10.30	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
プリンターインク代			15,172	2.11.9	(株)ケースホールディングス	茨城県水戸市桜川1-1-1	
"			19,749	2.11.16	"	"	
事務用品費			12,557	2.11.30	(株)スギヤマ	千葉県香取市佐原口2128	
"			26,148	2.12.28	"	"	
この頁の小計			224,062				
その他の支出			137,444				
合計			361,506				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
NHK受信料			13,650		2.10.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
事務所家賃			90,000		2.10.26	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金			20,188		2.11.2	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
事務所家賃			90,000		2.11.26	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
電話料金			25,036		2.11.30	KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	
事務所家賃			90,000		2.12.25	(資)佐原レストパーク 志田昇一	千葉県香取市北3-1-14	自動引き落とし
この頁の小計			328,874					
その他の支出			27,920					
合計			356,794					

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		組織活動費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
東総文化会館使用料	十億	百万	千	円	2.11.18	千葉県文化振興財団	千葉県千葉市中央区市場町11-2	
〃					2.11.29	〃	〃	
舞台看板代					2.12.3	(有)フジタ工芸	千葉県香取市森戸128	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体(政党・資金管理団体・後援会等)：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書(別添第8号様式)」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書(別添第8号様式の2)」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		製作費・印刷費	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
会報「雄志」印刷		125	840	2.9.30	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2
〃		99	000	2.11.20	〃	〃
〃		145	200	2.12.25	〃	〃
この頁の小計		370	040			
その他の支出			0			
合計		370	040			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入				
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		発送費				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
会報「雄志」発送	十億	百万	千	円	207,110	2.12.25	ヤマト運輸㈱	東京都中央区銀座2-16-10	
この頁の小計					207,110				
その他の支出					2,760				
合計					209,870				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		宣伝広告費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
ワッポン代	十億	百万	千	円	2.11.17	(株)マテリア	神奈川県横浜市中区伊勢佐木町2-78栄浜楼3階	ATM振込
リーフレット印刷代			200	750	2.11.27	佐原印刷(株)	千葉県香取市観音93-2	
看板木材代			41	184	2.12.1	鈴木木材	千葉県香取市大根1134-1	
大会撮影・撮影機材代			136	640	2.12.21	いさおリンク 笹川功	東京都東久留米市南沢5-18-5	
この頁の小計			445	674				
その他の支出			9	521				
合計			455	195				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		遊説費			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
街宣車看板代	十億	百万	千	円	2.12.8	サクセスプランニング(株)	東京都千代田区内神田3-23-8	
			66,000					
この頁の小計			66,000					
その他の支出			7,151					
合計			73,151					

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
 - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
 - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		寄付金	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
寄付		2,000	000		2.11.9	谷田川元後援会 千葉県香取市佐原口2164-2
この頁の小計		2,000	000			
その他の支出						
合計		2,000	000			

→※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		その他			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
金銭以外の物による収入相当分	十億	百万	千	円	2.9.23	旧国民民主党千葉県第10区総支部	千葉県香取市佐原口2164-2	印刷機の無償提供
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分				有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	14	15	16			
ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳			項目別区分	(該当する項目に○)				年月日	備考		
				01 土地	02 建物	03 地上権等	04 動産			05 預金等	06 金銭信託
摘要			金額								
			十億	百万	千	円					
		印刷機		1,078	000		2.9.23	1台			
800		この頁の小計		1,078	000						
900		合計		1,078	000						

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
 (2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 1 月 31 日

政治団体の名称 **立憲民主党千葉県第10区総支部**

会計責任者の氏名 **宮澤 健**



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名



※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和 3 年 / 月 29 日

立憲民主党千葉県第 10 区総支部

代表 谷田川 元 殿

登録政治資金監査人 五十嵐 玲 子

登録番号 第 618 号

研修了年月日 平成21年6月29日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、立憲民主党千葉県第 10 区総支部の令和 2 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党千葉県第 10 区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党千葉県第 10 区総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以 上